

お知らせ

第12回富士山おむすび計画

「食育弁当コンテスト」結果発表！

市が、中学生を対象に実施する「食育弁当コンテスト」で、4463点もの自作弁当の中から選ばれた作品を紹介します。



総合グランプリ
魚・大豆を食べま賞
川口 天空さん
(岳陽中学校1年)



「アピールポイント」
名づけて「魚魚縁バーガー弁当」。
僕たちが大好きなハンバーガーを魚で作りました。ソースにサバ缶の汁とケチャップを使った、魚の苦手な子でも食べやすい味つけのライスバーガーです。県内産の食材を使い、サラダ・ドレッシングのみそは僕の手作りです。

グランプリ

彩り賞

室田 湊玖さん(吉原第一中学校3年)

バランスいいで賞

栗澤 菜那さん(岳陽中学校1年)

地産地賞

佐野 純平さん(吉原第一中学校1年)

野菜たっぷりで賞

依田 尚輝さん(鷹岡中学校3年)

キャラ弁賞

寶持 藍さん(大淵中学校1年)

学校賞

(生徒数に対する応募者割合が最も高い中学校)
田子浦中学校(稲垣 浩人校長)

問合せ

保健医療課 食育推進室
☎(55)2884 図(53)5586
Eho-iryu@div.city.fuji.shizuoka.jp



お知らせ

軽自動車やバイクを所有する皆さんへ

手続は3月末までに！

軽自動車やバイクの税金は、4月1日に所有している人に課されます。皆さんはきちんと手続していますか？

課税は4月1日が基準日です

軽自動車税の種別割は、毎年4月1日に軽四輪(軽三輪)や二輪、原動機付自転車、小型特殊自動車などの所有者に課されます。廃車や名義変更の手続が4月1日を過ぎると、1年間の税金を支払うこととなります。変更があった場合は、必ず3月末までに手続をしてください。

ご注意ください！

▽軽自動車・バイクを使用している事業所などの皆さんへ
市内の事業所などで使用する軽自動車やバイクは、車検証などの定置場を市内にしておく必要があります。また、原動機付自転車などは富士市のナンバーを取得しなければなりません。

減免申請

身体障害者などの軽自動車税減免申請は、毎年申請が必要です。今年の申請期限は5月31日(月)です。

▽フォークリフトや農耕用トラクターなどの所有者の皆さんへ

道路を走行しないフォークリフトや農耕用トラクターなどもナンバープレートを取り付ける義務があります。小型特殊自動車に該当する農耕作業用トラクターについては、これらで償却資産として固定資産税の課税対象であったものが、軽自動車税(種別割)の課税対象となりましたので、忘れずに市民税課でナンバープレートの交付手続をしてください。

こんなときは手続を！

次のように変更をしたときなどは、法律により申告が義務づけられています。

人から譲ってもらおう・人に譲る／所有者が引越す／所有者が亡くなった／盗難に遭った／解体処理業者などに解体を依頼する

※所定の手続をしないと、いつまでも課税されるので注意してください。

問合せ

市民税課(市役所3階)
☎(55)2735 図(53)0674
Esiminzei@div.city.fuji.shizuoka.jp

